



2022年6月15日

各 位

会社名 Retty株式会社
代表者名 代表取締役 武田 和也
(コード：7356 東京グロース市場)
問合せ先 執行役員コーポレート部門担当
土谷 祐三郎
(TEL 03-6852-1287)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の開催並びに定款一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催及び本臨時株主総会招集のための基準日設定並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年6月30日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主といたします。

- (1) 基準日 2022年6月30日（木曜日）
- (2) 公告日 2022年6月16日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします）
<https://corp.retty.me/ir/notice/>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議事案について

- (1) 開催日時 2022年8月31日（水曜日）午後1時
但し、通信障害等の影響により上記日時に開催することができなかった場合には、本臨時株主総会は2022年9月1日午後1時に延期します。
- (2) 開催場所 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の方式にて開催
- (3) 付議議案 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

第3号議案 剰余金処分の件

3. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」が2022年9月1日に施行されることに伴い、「株主総会資料の電子提供制度」の導入に備えるために、現行定款の一部を変更したいと存じます。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 変更案第15条の新設により、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

(2) 変更の内容変更の内容は以下の通りであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条</u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準</p>

	<p><u>日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

(3) 定款の一部変更の日程

- ①臨時株主総会開催日 2022年8月31日(水曜日) (予定)
- ②効力発生日 2022年9月1日(木曜日) (予定)

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分について

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制の適用を通じて、財務内容の健全性を図るとともに、将来の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条1項及び第448条1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに会社法第452条に基づく剰余金の処分を行うことといたしました。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

- ①減少すべき資本金の額2022年5月31日現在の資本金630,804,280円のうち600,804,280円を減少し、30,000,000円とします。減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の減少額が変動いたします。
- ②減少する資本準備金の額2022年5月31日現在の資本準備金の額1,194,084,093円のうち81,816,106円減少し、1,112,267,987円とします。減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたします。

(4) 剰余金処分の内容

資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金682,620,386円を減少して同額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填いたします。

①減少する剰余金の項目及びその額	その他資本剰余金	682,620,386円
②増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	682,620,386円

(5) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の日程

①取締役会決議日	2022年6月15日	(水曜日)
②債権者異議申述公告日	2022年7月12日	(火曜日) (予定)
③債権者異議申述最終期日	2022年8月12日	(金曜日) (予定)
④臨時株主総会決議日	2022年8月31日	(水曜日) (予定)
⑤効力発生日	2022年8月31日	(水曜日) (予定)

5. 今後の見通し

資本金及び資本準備金の額の減少及び剰余金処分については、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません